

令和7年11月10日

第29回水俣市農業委員会

第29回水俣市農業委員会

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-----------------------------|-----|-------|---|-----|-------|---|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 開催場所 | 庁舎 3 階会議室 A B C | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 開催日時 | 令和 7 年 1 月 10 日 | | | | | | | | | | | | |
| | 開会 | 9 時 30 分 | | | | | | | | | | | | |
| | 閉会 | 10 時 05 分 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 14名 | 1番 | 坂本 隆司 | 君 | 8番 | 西本 和代 | 君 | | | | | | |
| | | | 2番 | 竹下 正治 | 君 | 9番 | 戸次 治夫 | 君 | | | | | | |
| | | | 3番 | 中村 清治 | 君 | 10番 | 稻田 祐市 | 君 | | | | | | |
| | | | 4番 | 金田一充章 | 君 | 11番 | 廣島 康雄 | 君 | | | | | | |
| | | | 5番 | 渕上 正嗣 | 君 | 12番 | 前田 仁 | 君 | | | | | | |
| | | | 6番 | 寒川 勝 | 君 | 13番 | 山下 隆敏 | 君 | | | | | | |
| | | | 7番 | 山内 英明 | 君 | 14番 | 鬼塚 浩三 | 君 | | | | | | |
| | 推進委員 | 14名 | 15番 | 宮森 功房 | 君 | 22番 | 池田 郁雄 | 君 | | | | | | |
| | | | 16番 | 蒔元 政廣 | 君 | 23番 | 松本 公昭 | 君 | | | | | | |
| | | | 17番 | 竹本 義幸 | 君 | 24番 | 森下 義孝 | 君 | | | | | | |
| | | | 18番 | 嶋田 一成 | 君 | 25番 | 坂口 新一 | 君 | | | | | | |
| | | | 19番 | 岡本 成道 | 君 | 26番 | 山口 初憲 | 君 | | | | | | |
| | | | 20番 | 中村 幸充 | 君 | 27番 | 古里 君廣 | 君 | | | | | | |
| | | | 21番 | 鐘ヶ江鼓子 | 君 | 28番 | 山澤 親徳 | 君 | | | | | | |
| 4 | 欠席委員 | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 0名 | | | | | | | | | | | | |
| | 推進委員 | 0名 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 議事日程 | | | | | | | | | | | | | |
| | 第 1 | 議事録署名委員の選出 | | | | | | | | | | | | |
| | 第 2 | 議題 93 号 農地法第 4 条の許可申請について | | | | | | | | | | | | |
| | | 議題 94 号 農用地利用集積等促進計画（案）について | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 農業委員会事務局 | | | | | | | | | | | | | |
| | 局長 | 山村 良一 | | | | | | | | | | | | |
| | 主任幹 | 遠山 悅史 | | | | | | | | | | | | |
| | 主任 | 山本 千夏 | | | | | | | | | | | | |
| | 主任 | 竹下 侑志 | | | | | | | | | | | | |

議長 (坂本隆司君)	<p>只今より、第29回水俣市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>本日出席の農業委員は、14名です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、6番、寒川委員、7番、山内委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。</p> <p>報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。</p> <p>本日は、14番、鬼塚委員にお願いします。</p>
14番委員 (鬼塚浩三君)	<p>農業委員会憲章</p> <p>一つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
議長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	<p>報告事項について、御説明申し上げます。</p> <p>報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。</p> <p>議案書は、1ページになります。</p> <p>2件ございます。</p> <p>転用目的は、記載のとおりでした。</p> <p>工事期間は、1番が令和7年2月15日まで、2番が令和7年6月30日まででございましたが、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。</p> <p>次に報告事項（2）合意解約通知について、でございます。</p> <p>議案書は、2ページからになります。</p> <p>1件ございます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。</p> <p>解約の理由につきましては、</p> <p>条件を変更し、改めて契約するため、合意解約するものでございます。</p> <p>場所につきましては、3ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。

	<p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第93号農地法第4条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>議第93号農地法第4条の許可申請書について、説明をいたします。</p> <p>1番の案件です。</p> <p>申請人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、地番は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が畠、現況が駐車場。</p> <p>面積は、782m²。</p> <p>転用目的は、記載のとおりです。</p> <p>申請人が、高齢になり農地の管理が困難になっていたところ、農地に隣接する事業所から工事用車両の駐車場として利用したい旨の相談があった。申請地は、広さも十分あり利便性もよいため、貸し駐車場として利用していた。</p> <p>許可が必要であることを認知していなかったため、この度許可申請を行うもの、あります。</p> <p>施設概要、資金計画は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地です。</p> <p>申請地は、6ページをご覧ください。</p> <p>配置図が、7ページに記載されています。</p> <p>11月5日に、事務局と行政書士、宮森推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地の周辺は、宅地化されていて、隣接地に畠がありますが、排水も申請地の横に公共の側溝があり、問題はないと判断して参りました。</p> <p>依って、農地法第4条の転用に係る許可基準により、駐車場として認可しても良いと思われますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、2番について、説明いたします。</p> <p>申請人は、記載のとおりです。</p> <p>土地の所在、地番は、記載のとおりです。</p> <p>地目の台帳は畠、現況は駐車場。</p> <p>面積は、173m²。</p> <p>転用目的は、申請人は、会社を経営しており、申請地は会社にも近く、事業用車のスペースを確保するため、駐車場として利用していた。</p> <p>許可が必要であることを認知していなかったため、この度許可申</p>

	<p>請を行うもの、となっております。</p> <p>1番と2番には、始末書が添付されています。</p> <p>こちらのほうも、農地区分は、第3種農地です。</p> <p>申請地は、6ページを見ていただいて、反対側になります。</p> <p>11月5日に、事務局と行政書士、宮森推進委員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、住宅が近くに建っています。</p> <p>申請地は、周囲を道路に囲まれた所で、排水の側溝も周囲にあります。</p> <p>現地調査の結果、農地法第4条の転用に係る許可基準により、駐車場として認可しても問題はないと判断して参りましたので、御審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>1番については、10年くらい前から、近くの事業主さんから頼まれて、貸されているということです。</p> <p>駐車場にしたのが10年前で、2番は、25、6年前から駐車場として使っておられたそうです。</p> <p>以上、よろしくお願ひします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
9番委員 (戸次治夫君)	はい。
議長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	<p>2カ所とも、10年以上前から駐車場等になっているということですが、その間、利用調査が出ていたと思いますが、違法という形で出ていたかと思います。</p> <p>事務局としては、何らかの対策はされましたか。</p>
事務局 (山本千夏君)	<p>山本のほうで回答させていただきます。</p> <p>違反については、利用状況調査の中で、それぞれの地区であつてゐると思いますが、調査があがってきた時点では、早急に対応は、事務局からはお願ひしていません。</p> <p>御相談があつた時点で、是正の対応の指示をしております。</p> <p>今後、違反転用に関しては、計画的に皆さんに指導をお願いしたいと思いますが、本当に違反なのかどうか、というところまで確認したうえで、指導をして頂かなくてはならないと思っております。</p> <p>今後、違反に対しての、状況調査による対応については、事務局</p>

	の方も検討していきたいと思っております。
9番委員	<p>各地域でも、見て見ぬふりじゃないけれど、あると思うんですね。</p> <p>どのような形でもっていくかは難しいけれど、G（緑）になっている所はどうするか、意向調査を出していると思いますが、今後どうするのか、という形で出した方がいいんじゃないかな、と思いますが。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>違法は、私の所も何件かあります。</p> <p>違法の対応は、県からになるのかな？</p>
事務局（山本）	<p>県からの対応は厳しく、勧告を出して違反なら、罰金や罰則があります。</p> <p>許可申請に対して、よくわからていない方も多く、違法なのかどうか、許可不要転用なのか、そこに何か建てられていたというだけでは。その辺もありますので。</p> <p>今回、こうして出てきたので、事務局の中でも話していたんですが、早急に行うにしては、これは農業委員さんの指導をお願いしないといけないので、負担が大きいと思っています。</p> <p>事務局でも考えながら、御相談があった、本人さんからどうしたらしいのか、などですね。</p> <p>御相談があったところから、個別に対応していきたいと、思っております。</p>
議長	<p>一筆調査をしていますので、酷い所は農業委員全体で見てどうするか、対策をしていかないと、地域だけの農業委員ではなかなか。</p> <p>違法なので、農業委員会として、対応をしていかなければできないのかなと。</p> <p>一筆調査して、ここは酷いと思う所は、農業委員会の人に来てもらって、皆さんでどうやって対応するかやっていかないとできないと思います。</p> <p>自分達が農業委員をしていない頃からのものもあると思います。税金のほうは、現況で課税してあると思います。</p>
事務局（遠山）	<p>一つ追加なんですが、今回の場所というのが、国が高速道路の西回り自動車道の整備に伴って、国が借りていた所もありました。</p> <p>その場合、国や県の公共事業関係である場合は、事務局に届出がない場合が殆んどなんです。</p> <p>なので、その辺りの状況については、各地区の担当委員さんに聞いてもらったりとかしながら、進めていかなければと思います。</p>
7番委員 (山内英明君)	10年とか、26年前からですよ、駐車場として使っていると。それで、始末書の添付ありとなっている訳ですよ。

	<p>このくらいだったら、始末書でいいのか。 これで済ませているわけですから、一つの事例になりますよね。 これからも始末書でいいのか。</p>
議長	<p>事例ですが、農地を家にかえるときに時に、家を建てる所は登記が出来ていますが、農地は登記がされずに残っているところが多くあると思います。 家を宅地にされてなくて、農地の上に家が建っている、そういうところもあります。 違法というか、登記がされていないところがあります。 農業委員がしていかないと、いけないのかな。</p>
7番委員	<p>農地を宅地に変更するとか、雑種地に変更するってことになったら、法務局で変更しなければならないと思うんですよね。 そうしたら、地主さんにお金が発生します。 登記にお金が発生するものだから、登記のことを言うが、分かったと言ってそのままになっている。 地主さんが亡くなられ、次の若い人が、聞いていないとかで、有耶無耶になっているのが現状じゃないかなと思うんですが。</p>
19番委員 (岡本成道君)	<p>今の案件ですと、私の回っている地区なんかは、今、南九州の高速道路の工事をやっていて、調査していると、境界線にかかっている所があって、農地ではなく法面だよなという所があります。 判断に迷って、チェック入れますが、今の感じで行くと、高速道路が整備された後もよく調べないといけないのかなと、今、お話を聞いていて思いました。 貰った地図を見ると、完全に境界線にかかっている所があるので、写真上では法面、でも農地に関係している。</p>
議長	<p>その辺も交えて、また別に会議を持ってやりましょう。 議事のほうを進めていきます。 他に、御意見はありませんか。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	今、利用状況調査で、お話に出たような違反転用じゃないかという所があるかと思いますので、担当の委員さんと事務局のほうで、個別に打合せさせていただいて、対応させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)

議長	御質疑、御意見もないようですので、議第93号、農地法第4条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してもよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
8番委員	はい、議長。
議長	御異議もないようですので、議第93号、農地法第4条の許可申請について、は許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第94号、農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。 1番は、私の担当ですので、私から説明します。
1番委員 (坂本隆司君)	10ページをご覧ください。 議第94号、農用地利用集積等促進計画の1番について、説明いたします。 熊本県農業公社を転貸人として、転借人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑です。 面積は、1,471m ² 。 始期終期は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までの5年間。 利用目的は、玉葱。 利用権の種類は、賃借権です。 借賃は、15,000円、10aは10,000円になっていきます。 借人の状況は、4年前に新規就農をしまして、そら豆と玉葱を作っています。 玉葱とそら豆は、今、植付けです。 他地区に一昨年に利用権をされまして、そら豆を植えています。 玉葱専用に、今回、借りました。 弟さんも一緒にされていますけど、経営は別です。 貸人のほうは、利用権が出ておりまして、令和2年9月1日から令和7年8月31日まで5年間でした。 前借りていた人が体調不良で、縮小するということで、貸人のほうに連絡されて、借人がすることになりました。 現在、玉葱を植えて耕作しています。 申請地は、11ページをご覧ください。 若手で頑張っています。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

7番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員にお願いします。
7番委員	<p>議第94号、農用地利用集積等促進計画の新規の2番について、説明いたします。</p> <p>議案書は、10ページをご覧ください。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は畠で、面積は1, 275m²です。</p> <p>始期終期は、令和8年1月1日から令和18年12月31日迄の10年間となっております。</p> <p>利用目的は、果樹の栽培で、利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は、全体で12, 750円となっており、10aあたり10, 000円となっております。</p> <p>転借人の経営面積は、自作地で6, 419m²、借入地で7, 899m²で、農業従事者は本人のみで、年間の農業従事日数は240日です。</p> <p>転借人は、貸人の隣の園地を耕作されており、今までJAを経由して、平成27年から貸人の園地を管理されてきました。</p> <p>この度、10年の期限が来ましたので、公社経由での期限の延長ということになりました。</p> <p>貸人は、配偶者が亡くなり、一人での草刈りをされていたそうですが大変で、JAに相談されて隣の園地の転借人に管理をお願いされていたそうです。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。</p> <p>借人は、27年からずっと管理をされていて、綺麗に園地の管理をされていました。</p> <p>申出地は、岡本推進委員と11月4日に、現地調査しております。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですが、議第94号、農用地利用集

	<p>積等促進計画（案）については、承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第94号、農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第29回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員